

支庁の風

☆支庁HPにてカラー版掲載中☆

発行 東京都八丈支庁総務課
この広報誌には、音声コードが各ページ
右下、又は左下に印刷されています。

1月号の気になる見出し

- ◆支庁長より年始のご挨拶
- ◆【特集】移住体験施設始動！
- ◆【必見】第三弾！「八丈学」特集！



八丈支庁長
増田 憲 治

新年明けましておめでとうござ
います。八丈島、青ヶ島の皆さま
にとりまして、新しい年が実り多
い充実した年となりますよう、お
祈り申し上げます。

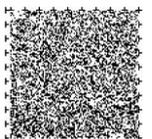
昨年は、新型コロナウイルスが
世界中で猛威をふるい、社会・経
済のあらゆる分野で多大な打撃
を受けた一年でした。島内イベン
ト中止や公営・民間施設の営業
停止など、島内での生活も様変わ
りしてしまいました。感染拡大は
いまだ見通せない状況であり、当
面は何かと制約の多い日々が続
くことになりそうです。

しかしこのコロナ禍を、社会のあり
方を変えていく契機と捉える動きも
活発になっています。デジタル技術を
活用し、テレワークやオンライン会議
といった非接触や非対面型の「新しい
日常」への対応が進んでいます。八丈
島パブリックロードレースのオンライン
開催もその一例かと思えます。

教育や産業、医療など様々な分野
での導入も進みつつあります。東京都
もこうした取組への支援を積極的に
推進し、島しょ地域での活用も検討
を進めているところです。

八丈支庁としましては、新型コロナへ
の対応を図るとともに、道路や空港・港
湾整備などのハード、そして防災対策や
福祉施策、観光や産業振興といったソフ
トの両面において着実な事業展開を図っ
てまいります。

厳しい社会経済状況
において懸命に頑張る
島民の皆さまの一助となるよ
う、町村や関係機関とも連携
しながら、職員一同一丸とな
って取り組んでいく所存です。
今年も、皆さまのご理解、ご協
力を賜りますようお願い申し
上げ、新年のご挨拶とさせてい
ただきます。



防災講話 ～気象災害を予測し、身を守ろう！～

令和2年10月15日（木）に中之郷地区老人会の皆さまに向けて「東京マイ・タイムライン」を用いた防災講話を実施しました。講話では、昨年の台風14号の情報を用いて、適切な準備や避難情報の活用方法などを確認し、正しい避難準備や行動をとることで、気象災害による人的被害を減らすことが出来る点などをお話ししました。

参加者からは、ご質問や事前準備の重要性、東京マイ・タイムラインの有用性を理解できたという声を頂くことが出来ました。支庁では引き続き、防災の普及啓発に取り組んでまいります。

八丈支庁総務課 2-1111



令和2年度 八丈島空港消火救難対応訓練の実施

令和2年11月27日（金）八丈島空港において消火救難対応訓練を実施しました。

今回の訓練は、航空機が着陸に失敗し炎上したことを想定し、事故発生から乗員乗客の安否確認、誘導・搬送完了までを第一幕、化学消防車による消火訓練を第二幕とした二部制で行いました。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、消防や警察、病院等、総勢89名の関係機関が参加して、消火救難活動の手順や情報伝達の確認を行いました。

八丈島空港では、緊急時に迅速かつ適切な対応を取れるよう、日頃から訓練を行っています。今後とも関係機関が一体となって安全・安心な空港運営に向け努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

八丈支庁港湾課 2-1115



自動車の手続はお済みですか？



自動車の移転手続・廃車手続

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

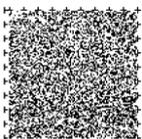
自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

住所変更届の提出

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の変更登録の手続が必要です。手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

お問い合わせ

都税総合事務センター 03-3525-4066
八丈支庁税務担当 2-4511



漁業者のみなさまへ ～きちんと検認 漁船の適正管理～

都知事の登録を受けた漁船は、法律に基づき、登録を受けた日（または、検認を受けた日）から5年を経過したときは、検認を受けなければなりません。漁業者のみなさまには、漁船登録票の裏面をご確認いただきますよう、宜しくお願いします。 産業課水産担当 2-1113

～漁業調整規則を守りましょう～

東京都漁業調整規則では一部の魚、海藻、貝類等について、それぞれ採ってはいけない期間（採捕禁止期間）が定められているほか、採ってはいけない大きさが定められています（体長制限）。

また、漁業者の方であっても、潜水器を使用して漁業権が免許されていない水産動植物を採るには知事の許可が必要です。（一般の方は潜水器を使用して水産動植物を採ることは禁止されています。）

規則について詳細をお知りになりたい方は、支庁産業課水産担当までお問い合わせください。

産業課水産担当 2-1113

八丈ビジターセンター行事予定表



1/1（金）～3（日）	体験八丈太鼓
1/10（日）	植物公園季節調査会
1/23（土）	八丈学講座「冬鳥を見よう」
2/14（日）	植物公園季節調査会
2/27（土）	八丈学講座「春探し東里散歩」



詳細は、八丈ビジターセンター（2-4811）までお願いします。

（温室のバナナ）

八丈島移住体験施設始動！！



総務課行政担当 2-1111

移住体験施設予定物件を見学してきました！



移住体験施設の前にて。

昨年11月より移住定住支援などを行うため、地域おこし協力隊として八丈町に赴任した、安田景憲さん（写真左端）と、移住体験施設となる予定の物件を見学させていただきました。

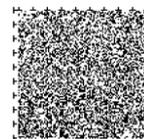
八丈島移住定住促進協議会の内山江差夫さん（写真中央）、と佐藤宗啓さん（写真右端）によると、令和3年1月より実際に移住体験をスタートさせたいとのこと。

いよいよ八丈島の移住促進の取組が始まりますね。なお、本物件は町議の浅沼隆章さんのご協力で家主の方より借りられたとのこと。

支庁でも移住者を増やすため、協議会や八丈町の取組を支援してまいります！

移住定住促進協議会への問い合わせは以下のアドレスまでお願いいたします。

メールアドレス：8joiju@gmail.com



「八文学」特集第三弾！！



フィールドワークの日程決めが出来ました。

八文学の授業に参加してきました

フェノロジーカレンダー作成に向け、調査を開始した生徒達。今回も授業を見学させていただきました。

調査状況について生徒さんに聞いてみました！

各班の進捗により、ネットで調べている班もあれば、現地調査をしている班もありました。調査はどの班も順調に進んでいるようです。

現地調査
してきたよ。



端末へのデータ入力作業中



文教大学 海津教授へ進捗状況について報告

本格的な作業に突入！！

調査データをもとにいよいよカレンダーづくりへ突入。グラフ作成等に没頭していました。（すごいグラフが出来ていましたよ！）

文教大学の皆様からの アドバイスも

この日もリモート参加した海津教授、滝口先生から様々なアドバイスがありました。大学生からは「八丈島に一度行ってみたい」という声も。いよいよ形になってきたカレンダー。完成がとても楽しみです！！

授業はどなたでも見学が可能です。皆さんもぜひ一度覗いてみてはいかがでしょうか！？

※見学についてのお問合せは東京都立八丈高等学校（2-1182）までお願いいたします。

総務課行政担当 2-1111

編集後記 新年明けましておめでとうございます。昨年は支庁の風をお読みいただきありがとうございました。本年も支庁に関することをはじめ、島内各団体の活動等についても随時お知らせしていきたいと考えております。これまで以上に皆様にとって読みやすくわかりやすい紙面づくりを目指していきたいと思っておりますので、今後とも支庁の風をよろしく願います。

発行 東京都八丈支庁総務課

〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2

電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601

八丈支庁のホームページ <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/O9hatijou/index.html>

印刷番号2（1）

